

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
<http://www.suita-minshu.com>
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

「桜を見る会」への追及を続けよう

12月9日に臨時国会が開会されましたが、野党の追及により「桜を見る会」の問題が世論に大きな波紋を呼びました。そもそもこの桜を見る会は各界の功労者を慰労することを目的に開催されていたのですが、第2次安倍政権以降から招待数・出席者数が増加。民主党政権時に1回だけ開催された出席者数1万人から安倍政権の2019年開催時には1万8千人を超え2倍に迫るほどでした。この問題について野党による調査・追及が行われ、政府は首相や閣僚の招待枠の存在を認めました。安倍首相の地元後援会による相当規模の桜を見る会ツアーが組まれていました。またこの今年の招待枠では参議院の改選にあたる自民党議員に優先して枠が割り振られたことも明らかになりました。



「桜を見る会」はその目的から大きく外れて、税金を原資にした自民党の後援会パーティーに変質させた選挙買収ではないかと批判の声も大きくなりました。

中小業者からみた名簿の破棄・黒塗り問題は許しがたいものです。最近、税務調査を受けた会員は経費を否認されてはいませんが、接待交際費の飲食代について接待した相手先の会社と氏名を残すように指導されたといえます。また企業会計から見ても大きな規模の飲食を伴う懇親会を行えば、監査などで参加者名簿の提示が必要なることもあります。しかし政府は今回、野党からの名簿の資料要求に対して、首相枠などの名簿については開催終了後に速やかに破棄したとして提示せず、各省庁からの招待名簿はすべて黒塗りで提示しました。そもそも私的な目的で開催された懇親会であれば、税務調査で発覚すれば経費否認、会社監査であれば費用弁償を求められ、悪質であれば横領とされてもおかしくありません。

安倍首相に関わる疑惑では「森友学園」「加計学園」がありました。さらにこの桜を見る会の問題追及から「桜を見る会前夜祭」「ジャパンプライフ」「ケータリング独占発注」の3つの疑惑が新たに増えました。安倍首相地元後援会による前夜祭では内容から見て非常に安価な会費設定がなされています。また「ジャパンプライフ」はオーナー商法といわれる詐欺的手法で資金を集め、2017年に経営破綻し大規模な被害を出しました。そのジャパンプライフの山口元会長が桜を見る会に招待されていたことが明らかになり、資金集めにその招待状が使われ、被害者自身もその招待状を見て信用したと証言されています。この問題では共産党の大門議員が消費者庁の内部文書を手し、行われるはずだった立入検査が政治的な圧力で見送られたのではないかと指摘しています。安倍首相は山口元会長との個人的な関係を否定していますが、86年に外相だった父の安倍晋太郎氏の

国連外遊の際に秘書官として同行した際に山口元会長も同行しており、面識がなかったわけではありません。桜を見る会に提供された飲食代について2013年から一貫して同じケータリング会社が受注し、会社経営者と首相夫人であることが指摘され、2019年では発注費用だけで桜を見る会の予算を超過しています。

森友・加計疑惑から安倍首相に関わる疑惑・問題が後を絶ちません。問題が起こるたびに野党からの資料提出を拒否したり、ほとんどを黒塗りで隠したりしてきました。疑惑だらけの安倍政権によって消費税増税・社会保障改悪で貧困と格差を広げられました。世界に誇る憲法も改悪しようとしています。これらの疑惑・問題に対して関心を緩めず、安倍退陣の世論を強めていきましょう。

飲食店の皆さんへ

保健所から受動喫煙禁止条例について案内するハガキが届いたとの相談が複数入っています。2020年4月から飲食店では原則として店内禁煙が義務付けられます。



- ・ 既存事業者であること⇨令和2(2020)年4月1日時点で、営業している飲食店であること。
- ・ 個人経営、又は中小規模の会社により営まれていること(中小規模の会社とは、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社(みなし大企業を除く)を言います。)
- ・ 客席面積100㎡以下であること。(ただし大阪府内の飲食店は、2025年4月からは30㎡以下となります。)

(大阪府ホームページより)

いずれも満たしている場合は、届出を行えばこれまで通り店内で喫煙できる店舗、もしくは喫煙場所を設置した店舗として営業ができます。ただしこの場合20歳未満は喫煙できる場所への立ち入りを禁止しなければなりません。店内で全面的に喫煙可能とした場合は20歳未満の入場を断らなければなりません。届出自体は非常に簡易な形式ですが、経営方針としても重要な決断になることもあると思われまます。ご相談があれば連絡ください。

伝言板

年末調整実務会

12月23日(月)	14時00分・1月8日(水)	19時00分
1月9日(木)	14時00分・1月17日(金)	19時00分

事務所の年末年始休業 12月28日(土)〜1月5日(日) にご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におこしよ!